

## 「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）」への意見等について

1 氏名	団体名：特定非営利活動法人 都市デザインワークス （ふりがな） 代表者氏名：代表理事 榊原 進（さかきばら すすむ）	
2 住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区二日町 6-6-903	
3 連絡先	電話番号 022-264-2405	電子メールアドレス info@udworks.net

意見等の内容	
1) 12~13 ページ 宮城県美術館 【再編方針】	<p>1) 宮城県美術館を移転新築とする再編方針に反対であり、以下に書き換えるべきである。</p> <p><b>【再編方針】</b></p> <p>宮城県美術館は、文化財となる貴重な美術品の保管・展示と教育普及を基本的使命とする施設であり、その施設自体も著名な建築家による周辺環境を包含した芸術作品である。敷地内には世界的に著名な芸術家が現在の環境にインスピレーションを得て制作した環境造形作品や多数の野外彫刻と一体となった屋外展示空間を擁している。これらは県の美術施設としての役割を果たすために必要な施設機能であり別の場所で代替できない固有の価値を有している。また、現在地は宮城県域を超える仙台藩を治めた伊達氏の居城・仙台城跡（国指定史跡）に近接し、杜の都のシンボルである青葉山（国指定天然記念物）や広瀬川に面しており、宮城の地域性・精神性を最も含蓄した環境の一部となっている。</p> <p>このため、宮城県美術館は、移転などによって施設が有する存在価値や地理的価値を毀損する恐れが極めて高いことから、今回検討の対象とした他施設との集約等に適さないため、平成30年3月に策定した「宮城県美術館リニューアル基本方針」に沿って現地にて改修・増築を行う。</p> <p>理由1：宮城県美術館の現在地は宮城・仙台藩の地域性や歴史・文化など美術と親和性の高いコンテンツとの相乗効果を発揮しており、移転によりその価値が失われるため</p> <p>宮城県美術館の来館者数は198,654人（2018年度）と人口規模の近い県と比較しても集客力は高い方である【別添資料1】。これは美術館のこれまでの運営努力の賜物であるとともに次に示す周辺施設との相乗効果によるものと推察される。現在地周辺には宮城のルーツを示す国史跡の仙台城趾や博物館などに985,840人が訪れており（2018年観光入込客数）、約300m先にある最寄駅（地下鉄国際センター駅）に隣接する仙台国際センターと青葉山交流広場には472,396人（2017年度）が訪れる</p>

など、県外から宮城を初めて訪れ、地域の歴史・文化に対する好奇心や探究心の比較的高い来訪者が多いと考えられる【別添資料2】。そのような人々を誘引する魅力が宮城県美術館のコレクションや外部環境に備わっており、地域に根ざした美術館としての役割を果たすとともに周辺施設との相乗効果やシンボルエリアとしてのブランディングに貢献している。

他方、宮城野原のスタジアムや陸上競技場、想定されている県民会館大ホールなどは、来訪者が比較的高額な対価を支払ってエンターテイメントとして享受する部類の施設であり、相応の支出を伴うことにより個人の趣向が限定的になる傾向が高く、美術館との相乗効果の想定は非常に困難である（数千～万円かけて野球またはコンサートを楽しむ前後にまた千円相当を支払って美術館に入る割合は少ない）。また、宮城県民会館の大ホール利用者数は216,255人（2016年度）であり、美術館と同等の集客力がある。宮城県のこの規模の美術館とホールの立地に関しては、それぞれ異なったターゲットを想定し、県民サービスはもちろんのこと他県や他地方、インバウンドをより多く取り込むことを目指し、それぞれにとって最も価値が高まる施設立地により文化芸術の振興・継承の拠点とすることが望ましい。

#### 理由2：宮城県美術館の建物の芸術的価値が高いため

宮城県美術館の建築および外構、周辺環境も含めた芸術作品としての価値の評価は、日本建築学会東北支部から2019年12月10日に県知事宛に提出された「宮城県美術館（建物・外構等）の保存活用に関する意見書」【別添資料3】に詳述されており、当法人も強く同意する。

#### 理由3：宮城県美術館の建物は近い将来文化財となる宮城の観光コンテンツの有力な資源であるため

世界におけるモダン・ムーブメントの旗手、建築家ル・コルビュジエの建築作品群は世界遺産に登録されている。宮城県美術館はそのコルビュジエの直弟子であり、日本におけるモダン・ムーブメントを牽引した建築家前川國男の設計によるものである。国内では前川國男が設計した建築物を文化交流拠点として、近代建築の観光資源化を促進、需要を創造するため「近代建築ツーリズムネットワーク」が2016年に設立され、現在9自治体が参画し様々な取り組みが行われている。また、モダン・ムーブメント建築の記録と保存を目的とした「DOCOMOMO (International Working Party for Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement)」という国際組織の日本支部、DOCOMOMO Japan が2000年に設立され、登録件数が年々増えている。宮城県美術館は2020年オリンピック以降も年を重ねるごとに、インバウンドを惹きつける強力な宮城固有の観光資源の一つとなり得るものである。

理由4：宮城県美術館の建物と外構、環境に合わせた屋外彫刻作品など環境全体が美術施設としての役割を果たしており、その芸術的価値も高いため前庭に立つ白亜の列柱は、世界的環境造形作家ダニ・カラヴァンによる現在の環境にインスピレーションを得て制作された環境造形作品＜マアヤン＞であり、日本における代表作品である。また、多数の作家の野外彫刻11点を擁する彫刻庭園＜アリスの庭＞もまた建築と外構と彫刻が融合した空間である。これらは美術館としての役割を果たすために必要な施設機能であり、宮城県美術館のアイデンティティといえるもので、移転や集約・複合化が不可能である。現在の建築と外構の環境を丁寧に保全することが価値を継承する唯一の手法である。

理由5：移転により地震による被害リスクが高まるため

移転新築が想定される仙台医療センター跡地は長町・利府断層の直近であり、仙台市地震ハザードマップの建物想定被害分布【別添資料4-1】、液状化危険度【別添資料4-2】のいずれにおいても、現在地より大きく悪化する。国民の文化財を長期間保管する使命を帯びた施設においては現在地の方がふさわしい。

舞台芸術や美術などの文化振興において、県を代表するホールや美術館が宮城の地で果たすべき役割について、社会状況を踏まえて将来どうあるべきか、どの程度予算をかけるべきかという文化政策としての検討が先に必要である。土地があり、今なら国からお金が出るから、他の一般的な施設と面積の数字を並べて統合・縮小するというのは宮城県の将来に価値をもたらすことに寄与する行為ではなく、結局はお金という現時点の評価による操作にすぎない。今、数字を減らしても将来にわたってもたらされる価値が減すれば意味がない。この検討に適する一般施設もあるが、すべてを貨幣価値によって結論を導くならば、現在の美術館とその外部環境が有する有形無形の文化的・歴史的・地域的・精神的な価値を数字に置き換えてから比較検討すべきである。仮にそれができないならば、その施設（美術館）は今回の複合化にふさわしくない施設であるということである。

2) 12 ページ ⑦宮城県美術館下部下線部の下から 6 行目「また、現地での」からはじまる一文	<p>この一文は不要であり、削除すべきである。</p> <p>理由：この一文の内容は建築計画を行う際の与条件として記載されているが、建築計画の専門家が加わったリニューアル基本方針策定検討会議がその件に配慮した改修計画を図として提示しており、改めて記載すべき理由は無い。リニューアル基本方針 P32 下から 3 行目（3）諸室の構成イメージに「ここまで条件を満たすように諸室の配置を検討し、現状では【図 7】のような構成をイメージしています」と図 7において、西道路トンネル上部から既存の中庭を挟んで 70m 以上離れた敷地北部の駐車場を増築地として、完全に配慮された計画となっている。</p>
3) 17 ページ ①施設規模の適正化及び施設機能の強化 「現在の施設が」から始まる段落	<p>全体的な視点に立った場合、の内容が論理的に破綻しており、施設規模の適正や稼働率についての根拠が全く説明されていないため削除すべきである。ホールや美術館といった文化芸術拠点機能に付随するレストランや会議室の面積を縮小し管理経費を減らすことだけを見込んでいることを理由に、文化芸術拠点機能そのもの的重要性を無視した集約は本末転倒であり行うべきではない。それぞれ固有の機能が最も効果的に発揮できる場所に立地すべきであり、その環境が十分整っている宮城県美術館は現地にて継続すべきである。</p> <p>補足：施設規模の適正や稼働率は立地による周辺環境や運営の影響が大きい。例えば、A という土地にあるカフェテリアと、B という土地にある中華料理店が、レストランと呼ぶことができるというだけで類似の機能とみなされ、A と B を閉店して全く異なる C という土地にファミリーレストランを開店することは、施設規模の適正化や稼働率の向上と全く無関係である。施設規模が適正であるかどうかは A, B, C それぞれの土地で求められるレストランの種類や運営主体、契約（指定管理か委託か）などによって異なる。もちろん主機能との配置関係や近隣の競合店など様々な要因によるものである。本文中に現在の A と B が適正でないという説明もなく、C が適正となる根拠も提示されていない。同様に、会議室を例にすれば、現在の県民会館の立地により稼働率が維持されており、宮城野原の同規模の会議室の稼働率が上がらないことは明白であるが、現在の A と B の稼働率も明示されず、C の稼働率を見込んでいる理由も提示されていない。</p>
4) 17 ページ ①施設規模の適正化及び施設機能の強化 「現在の施設が」から始まる段落の「施設管理の効率化が見込まれる。」以下の部分	<p>施設管理費用の効率化を見込んでいるのであればその根拠を明示すべきである。今後減らす施設総面積を明確にし、そのうちどの程度を美術館が減らすべきなのか検討が必要である。また、美術館の現地改修費用と比べて本方針で期待している総務省所管の公共施設等適正管理推進事業債の活用によってどの程度県民の税負担が減少するのかを明示した上で、県が美術・教育など文化予算をどの程度かけるべきかを検討すべきであり、そのいずれも示されていない中で移転・複合化の方針判断をすべきではない。期待できる、見込まれる、という文言は全く希望的文言であり現実性に乏しく、美術館が現在有している価値と引き換える検討において信用にあたらない。</p>

5) 17 ページ ①施設規模の適正化及び施設機能の強化 「施設機能面について」から始まる段落	<p><b>施設の複合化に必要な検討がなされていない中で本文に記載された効果は期待できないため削除すべきである。</b></p> <p>理由：宮城県美術館は県教育委員会の直轄事業であり、宮城県民会館は消費生活・文化課の管轄で指定管理業務に出され、全く管轄も運営組織も異なる中では相乗効果は極めて限定的とならざるを得ない。全く異なる運営主体の3施設の位置づけやコンセプトの立案、運営上の統合可能性の検証が必要となるため、それがなされていない現時点でのこの記述は拙速である。また、他の地方公共団体の事例についても、比較対象としては県の規模も異なるため【別添資料1 青塗部】宮城県で採用すべきかどうかの判断基準にならない。本質的な検討がなされていない中での、期待できる、見込まれる、という文言は全く希望的文言であり現実性に乏しく信用できない。</p>
6) 17～18 ページ ②立地の選定 上から 3 行目	<p>1) 理由 4 で述べたように屋外環境も美術館の重要な機能である。幹線道路に接することは、騒音の課題に直結するため美術品の鑑賞に適さない。同様に隣接する楽天生命ボールパーク、宮城野原運動公園などの大規模な応援や歓声なども美術品の鑑賞に適さない。すなわち美術館として必要な施設機能を満たさないことから、18ページ上から 3 行目の宮城県美術館の文字は削除すべきである。</p>